

オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域
オウム真理教対策
住民協議会

新年のご挨拶

油断の出来ないひかりの輪、 地域力で立ち向かう年に

観察処分期間更新の活動

明けましておめでとうございます。地域の皆さんに支えられ、オウム真理教後継団体(ひかりの輪・アレフ)との闘いも、17年の歳月が経過しました。昨年も烏山地域オウム真理教対策住民協議会は、皆さんの力をお借りし、さまざまな活動に取り組んできました。なかでも、今回で6回目となった、オウム真理教の活動を規制する、観察処分期間更新に向けての署名活動では、47,940筆という多くの署名が集まりました。これは世田谷区町会・自治会を始め、各種団体のご支援の賜物と、改めてお礼申し上げます。一方、今回最も印象に残ったのは、世田谷区民と烏山地域に居住する住民の皆さんの力でした。街頭署名では快く署名に応じていただき「ガンバッテ」と声をかけてくれる人も多く、元気をもらいました。イベント会場の署名では、これまで以上の賛同者に助けられ、さらに住民協議会ニュースで「署名数が足りません」との呼びかけに、住民の皆さんが即座に伝えていただき感動しました。オウム真理教が烏山地域に集団居住して、昨年12月で17年が経過し、オウム真理教問題への無関心や形骸化が進んでいるその時に、地域の皆さんがこのように力を貸して頂いたことは、住民協議会に勇気を与え、長年活

動したことへの確信となりました。ひかりの輪の観察処分更新取り消しについて昨年10月、東京地方裁判所がひかりの輪に対し、観察処分期間更新の取り消し判決が出た時は、あまりにも突然で現実味がありませんでした。その後国が控訴したこと



動したことへの確信となりました。

動したことへの確信となりました。

で、東京高等裁判所の判決まで観察処分が継続となり、安堵しました。今後どのような展開になるかは想像が付きませんが、たつの提案があります。一つ目は、裁判所が、ひかりの輪に対し「麻原の影響を排除した別の団体」と規定したことで、アレフとひかりの輪は「一つの団体」としていた国側の主張が認められず、ひかりの輪は観察処分の取消しとなりました。今後は国側が両団体の活動内容を、個別に正確に発信することが求められます。二つ目は、住民側の要望となりますが、これまではひかりの輪の活動内容が、国側の断片的な情報のみで、住民はひかりの輪の正確な実態を知ることが出来ませんでした。今後は、ひかりの輪の客観的で正確な情報を住民に知らせることが重要で、そこから新たな怒りが起き、活動が前進するでしょう。

地域住民の力を信じて

昨年の第35回学習会「地下鉄サリン事件の被害は続いている」の感想文の中に、住民協議会への激励の内容がたくさんありました。「長年活動してきたのに、今回の東京地裁の判決でした。事件を風化させないためにも、住民が声を出し続けなければなりません。応援しています」に代表されるように、17年間の活動の継続により、住民協議会の周りには多くの協力者が存在することとなりました。これほど長期間、活動が継続されている根源は、やはり住民協議会を支える、地域の住民の皆さんの力です。今年もその地域力を支え、ひかりの輪の解散・解体に向け、活動を一層強化していきます。

第12回

リサイクル

新品いっぱい バザー

4月14日(土) 午前10時

烏山区民センター前広場

物品提供
お願いします

1) 物品受付日時と場所

- ・4月4日(水) 午前10時~12時 烏山区民センター 3階第6会議室
 - ・4月6日(金) 午後1時~3時 烏山区民センター 3階第6会議室
 - ・4月8日(日) 午前10時~12時 烏山区民センター 3階第6会議室
 - ・4月10日(火) 午後1時~3時 烏山区民センター 3階第6会議室
 - ・4月12日(木) 午前10時~12時 烏山区民センター 3階第6会議室
- ※烏山区民センターには駐車場はありません。

2) 受付物品

- ・日用品(石けん、タオル、シーツ、陶器類、乾物類など)
- ・衣料品(子供服、婦人服、紳士服など新品、あるいはクリーニング済みのもの)
- ・雑貨(アクセサリ、玩具、ハンドバッグ、靴、時計など)

※物品によってはお受け出来ないものもあります。
※陶器類・靴は新品に限ります。ご了承ください。

●お問い合わせ：03(3326)1202

オウム真理教後継団体(ひかりの輪・アレフ他)6回目の観察処分期間更新決定

公安審査委員会は1月22日、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(団体規制法)に基づく観察処分の6回目の更新を決定した。期間は2月1日から3年間で、オウム真理教後継団体(ひかりの輪・アレフ)に加え、今回よりアレフから分裂した、山田らの集団(金沢市などで約30人が活動)も処分の対象となった。公安審査委員会は観察処分の決定で「基本的性質を異にすると認められない限り、処分の効

力は及ぶ」と言及し、アレフとひかりの輪の両団体の活動に参加する信者がいると指摘。互いに連絡を取り合っているとし、観察処分の対象になると結論づけた。ひかりの輪は、昨年9月東京地裁で、観察処分期間更新決定は違法であると取消しの判決が出された。その後国が控訴したことで、東京高裁に舞台を移すが、高裁の判決は公安審査委員会の決定に優先するので、今後はこの動向が注目される。

世田谷区主催講演会「オウム真理教問題を風化させない」に参加して

13人の死者と6000人以上の被害者を出した、オウム真理教による地下鉄サリン事件から、22年が経過した今日、当時現場で指揮をした講師から話を聞くことが出来た。講師は当時の警視庁捜査官であり、首謀者麻原彰晃(松本智津夫)逮捕の現場を語り、坂本弁護士一家の痛ましい殺害の様子を話す。新聞やテレビで報道されるのとは違った、オウム真理教によるテロ行為で、生きる希望を断ち切られた人々の様子に、今更ながら怒りを強くした。事件を忘れないためにも、多くの人々に見て経験したことを語り伝えることが自分の使命であると最後に

結んだ講師の言葉、そして住民協議会の活動を続けていくことの大切さを語った。

1月18日の最高裁の上告棄却により、23年と言う長いオウム真理教裁判が終結した。1月22日には公安審査委員会により、オウム真理教観察処分期間更新決定がされ、死刑問題が残る。事件の行末は、地下鉄サリン事件で今だに後遺症に苦しむ人々の「それでも生きていかなければならない」と言う言葉を決して忘れてはいけないし、私たちも語り継ぐことを、いつもの活動の目標にして行きたい。

足立区「第17回抗議デモ及び集会」に参加して

小春日和の暖かな11月26日、足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会の第17回抗議デモが行われました。真っ赤な鉢巻に真っ赤な幟を掛けた約200名の参加者が入谷中央公園に集まりました。その姿からは、オウム真理教(アレフ)には、絶対に負けないという熱い闘志が感じられました。当住民協議会から3名、今回初めて大阪市生野区からも2名が参加しての抗議デモとなりました。

午後1時からデモ行進が始まり、赤いのぼり旗を掲げ、解散・解体を訴えるシュプレヒコールは、オウム真理教(アレフ)の施設まで繰り返されました。施設前で

抗議文を読み上げましたが、施設は静まり返り何の反応もありません。抗議文をポストに投函後、再び、集会会場である旧入谷南小学校まで約40分間続けられました。

集会は、住民協議会の活動報告後、酒井沙知子講師(共同通信社記者)による「オウム真理教(アレフ)の取材で感じたこと」というテーマで講演されました。

意見交換会では、大阪市生野区の住民協議会から、毎回300名を超える抗議デモを12年間続けているが、何の進展もなく地域住民からは、苛立ちの声が上がっているとの言葉に、より一層の情報の共有化と共に協力体制を構築してゆくことの大事さを痛感した集会となりました。

住民協議会活動報告

1月11日(木) 事務局会議
1月17日(水) 烏山・給田地区合同新年会で募金活動
1月29日(月) 編集会議 協議会ニュース172号初校正
2月4日(日) 中学生のつどいで募金活動

2月5日(月) 編集会議 協議会ニュース172号再校正
2月7日(水) 事務局会議
2月11日(日・祝) からすやま新年子どもまつりで募金活動
2月13日(火) 協議会ニュース172号発行

協議会ホームページアドレス <http://www.kyogikai.jp>

この協議会ニュースは、皆様の募金により発行されています。